

## 公益法人改革

# 近く認定運用指針案

## 人件費は あん分計上 事業比率も明示

ことし12月から実施される公益法人改革で、大  
きな関心を集めていた公  
益性の認定運用指針とな  
る「公益認定等ガイドラ  
イン案」が近く公表され  
る見通しとなった。26日  
に開いた自民党行政改革  
本部公益法人委員会で、  
ガイドラインづくりを進  
めている内閣府公益認定  
等委員会が「暫定版 公  
益認定等ガイドライン  
案」を提示した。今後ガ  
イドライン案に対して一  
般から意見を募るパブリ  
ックコメントを実施し、  
4月上旬にも正式なガイ  
ドラインを決定する予定  
だ。

自民党委員会に提示し  
た暫定版ガイドライン案  
では、既存の公益法人  
の「法人の事業を管理する  
費用」とし、管理費は  
「法人の事業を管理する  
ため、毎年度経費的に要  
する費用」と定義してい  
る。

また事業費に含むこと  
ができる例示として、専  
務理事などの理事報酬と  
事業費が「当該法人の事

事業部門の管理者の人件  
費は、公益目的事業への  
企業限定の講習会も、  
従事割合に応じて公益目  
的の事業費にあん分でき  
るとした。さらに、本部  
の総務、会計、人事など  
管理部門の職員人件費な  
ども公益目的事業費に算  
入する可能性のある費用  
と明示し、法人の実態に  
応じて算入するとしてい  
る。

一方、公益（不特定対  
象の者の利益増進）では  
ないが、公益とされる会  
員、企業限定の講習会も、  
人材の育成が学術振興  
に直接貢献すると考えら  
れる場合」には公益目的  
事業となる判断が、ガイ  
ドライン案とともに公表  
する予定の「公益目的事  
業のチェックポイント」  
に明記された。

4月にガイドラインが  
決定することで、建設業  
界団体も、公益社団・財  
団法人認定を視野に、本  
格的な検討に入ることに  
なる。

申請しなかったり認可  
されなかった場合には解  
散となる。

11月末までの間に、公益  
社団・財団法人もしくは  
一般社団・財団法人へ移  
行する。

つつたん移行、2013年